



れんごう茨城

2017年11月30日

No.116

発行 日本労働組合総連合会
茨城県連合会
(連合茨城)

発行人・高木 英見 / 編集人・綿引 哲也
〒310-0022 水戸市梅香 2-1-39
TEL 029(231)2020 / FAX 029(227)8610

ホームページアドレス
<http://ws1.jtuc-rengo.or.jp/ibaraki/>

連合茨城 第25回定期大会



この度、連合茨城第7代会長に選出を頂きました、電機連合・日立アプライアンス労組出身の内山でございます。新体制を代表し、一言ご挨拶を申し上げます。

始めに、本定期大会を持ちまして、和田会長を含めて、12名の役員の皆様がご退任をされる事となりました。これまで連合茨城の発展に、多大なご尽力を賜りました事に対しまして、心からの感謝と共に、これまでのご労苦に対しまして、敬意を表す次第です。ご退任されましても、連合茨城に対します、変わらぬご支援ご指導を賜ります様お願いを申し上げます。今後、それぞれのお立場での、益々のご活躍をご祈念申し上げます。

さて、第1号議案2018～2019年度活動方針では、向こう2年間の活動方針のご承認を頂きました。それぞれの項目において、各種課題がある中でも、一つ一つ丁寧に、確実に前進が図れるよう、執行委員会を始め、加盟組織の皆様と心合わせを図りながら、愚直に取り組んで参りたいと思っております。特に、この度の第48回総選挙の結果を踏まえて、今後、政策制度改善活動に取り組む中で、政党との支持協力関係を如何に整理していけるか。連合本部の方針を踏まえながらも、茨城の特徴を十分に踏まえつつ、各地協・各組織の考え方・思いを大切にしながら、総括をしていく必要があると思っております。改めて、連合茨城としての考え方を、整理しご提起させて頂きたいと思っております。

連合は「働くことを軸とする安心社会」を掲げて各種取り組みを推進していますが、連合茨城は、茨城のナショナルセンターとしての役割と機能を如何に発揮していけるか。私たち、勤労者・生活者を取り巻く環境も、様々な要因から決して景気回復が実感できるような状況にはありません。更には「働き方改革」と言われていますが、労働環境を取り巻く実態は、まだまだ厳しい状況でありますし、労働法制の見直しもされていく中で、働く者の声を、まじめに普通に暮らす生活者の声を、如何に行政に反映していけるか。連合運動の一層の進化も問われていると思っております。

組織強化・拡大を図り、働く者の団結力を更に高めて、連合茨城に結集する全ての組合員の皆さんに、連合茨城の運動の理念が伝わるように、「次の飛躍へ。確かな一歩を」。このスローガンを大切にしながら、精一杯の努力をして参ります。今後、連合茨城加盟組織との心合わせを十分に図りながら、邁進して参りたいと思っております。各加盟組織皆様におかれましては、連合茨城の各種取り組みに対しまして、これまで以上のご支援ご協力を賜ります様、心からお願いを申し上げます。第16期役員体制を代表してのご挨拶とさせていただきます。

【連合茨城会長 内山 裕】

質疑応答

Question and Answer



一般活動経過質疑

1点目として、7月に連合が、高度プロフェッショナル制度を一度容認、その後撤回し政労使合意を見送った、ということがあった。連合茨城は高度プロフェッショナル制度を容認出来ない、旨の考えを、8月の執行委員会で和田会長が示しており、安心した。衆議院議員選挙を終えて、再び国会では高度プロフェッショナル制度の創設、など労働法制の改悪が蒸し返される懸念がある。今後も十分な審議を持っていただけるよう、連合へお願いしたい。



舘野 代議員

2点目として、私たちは、医療福祉の現場で働く仲間を医福労連を組織している。報告書にも記載があるが、年に1度学習会を行っており今年度は「医療従事者の働き方改革」として、夜間労働について講演をいただいた。その中でも問題視されているのは、ロング日勤・ロング夜勤というシフトがあり、長時間労働が常態化しており、医療従事者は疲労困憊しているのが実情だ、ということである。今後とも長時間労働撲滅への取り組み強化をお願いするとともに、引き続きのご指導をお願いしたい。
【ヘルスケア労協・舘野代議員】

執行部答弁

労基法改正の考え方について、連合茨城は高度プロフェッショナル制度、企画業務型裁量労働制の拡大については反対である。また、連合茨城として連合本部へ考え方を確認し、考えは一致しているとの回答をいただいている。

今回の学習会でもふれていたが、医療現場で働く方々の長時間労働の実態について、連合茨城としても危惧している。この業種・業態にかかわらず長時間労働が大きな社会問題になっている。連合茨城の活動方針の中にも「長時間労働撲滅」を中心課題にうたって、今年度も引き続き取り組むこととする。

活動方針質疑

今年の県知事選挙によって、知事が変わった。今までは「茨城県知事との懇談会」を年2回行っていたが、今後はどうなるのかお聞かせいただきたい。
【ヘルスケア労協・舘野代議員】

執行部答弁

懇談会について、今後も検討し必要であれば開催したい。



第16期連合茨城執行体制



(2017年10月27日～2019年10月定期大会まで)

■新役員



内山 裕
(電機連合)



山田 康裕
(電機連合)



小島 弘行
(UAゼンセン)



荒川 友久
(自動車総連)



青木 伸廣
(政労連)



中岡 誠一
(UAゼンセン)

役職名	氏名	組織名	備考
会長	内山 裕	電機連合	新(専従)
副会長	山田 康裕	電機連合	新
	赤澤 義明	基幹労連	
	山本 勇	JAM	
	小島 弘行	UAゼンセン	新
	西條 昌利	電力総連	
	渡邊 裕	私鉄総連	
	川又 和弘	情報労連	
	荒川 友久	自動車総連	新
	黒江 正臣	自治労	
	吉田 豊	日教組	
	大関 英二	J P 労組	
	中島佳代子	日教組	
	事務局長	高木 英見	UAゼンセン
副事務局長	綿引 哲也	基幹労連	(専従)
	稲田 泰則	電力総連	(専従)
執行委員		自治労	新(専従)
	菅原 功	電機連合	
	米崎 行二	基幹労連	
	須藤 義徳	JEC連合	

役職名	氏名	組織名	備考
執行委員	野中 弘明	全国農団労	
	青木 伸廣	政労連	新
	小川由紀夫	J R 総連	
	吉田 悟	全国競馬連合	
	中岡 誠一	UAゼンセン	新
	菊池 正見	ヘルスケア労協	
	船橋 一則	国公総連	
	川原井文夫	全水道	
	皆川 理恵	J P 労組	
	執行委員 (地協議長)	蛭田 光一	電機連合
	桑名 勝弘	電機連合	
	根矢 和弘	情報労連	
	山中 俊典	基幹労連	
	久保田利克	電機連合	
	木村 太一	自治労	
	鈴木 隆	基幹労連	
会計監査	矢吹 健幸	フード連合	
	飯泉 誠	運輸労連	
	金田 光弘	森林労連	

表彰基準に基づく表彰

功労表彰

役職	氏名	組織	任期	在任期間
会長	和田 浩美	電機連合	副会長 2009. 10. 30～ 2012. 10. 30	非専従3年 専従5年
			会長 2009. 10. 30～ 2017. 10. 27	
副会長	鈴木 隆	UAゼンセン	2014. 10. 30～2017. 10. 27	3年
副会長	秋庭健太郎	自動車総連	2012. 10. 30～2017. 10. 27	5年
副会長	沼田 孝博	電力総連	2013. 10. 30～2017. 6. 30	3年8ヶ月
副事務局長	佐藤 昭雄	電力総連	2013. 8. 1～2017. 6. 30	3年11ヶ月
副事務局長	杉山 繁	日教組	2015. 10. 29～2017. 10. 27	2年
執行委員	増田 明朗	UAゼンセン	2016. 10. 28～2017. 10. 27	1年
執行委員	会沢 隆之	全国農団労	2005. 9. 27～2017. 8. 24	11年11ヶ月
執行委員	篠崎 忠宏	政労連	2010. 10. 28～2017. 10. 27	7年
執行委員	篠塚 和弘	鹿行地協(基幹労連)	2012. 12. 18～2017. 9. 21	4年10ヶ月
執行委員	樋口 健一	県西地協(基幹労連)	2010. 11. 18～2016. 11. 28	6年1ヶ月
会計監査	山田 哲也	フード連合	2015. 3. 19～2017. 1. 19	1年10ヶ月



新執行体制



功労表彰を受ける和田前会長

新規加盟組合

① UAゼンセン茨城県支部

組合名	トーヤク労働組合
代表者名	執行委員長 柴 宏之
住所	稲敷郡美浦村木原1876-10
組織人員	41人

② JAM北関東茨城県連絡会

組合名	五光労働組合
代表者名	執行委員長 篠崎 政俊
住所	結城郡八千代町平塚4600
組織人員	25人

③ 全日本運輸産業労働組合茨城県連合

組合名	大興運輸労働組合
代表者名	執行委員長 長尾 恒巳
住所	結城市新矢畑1-23
組織人員	30人

④ 自動車総連茨城地方協議会

組合名	日本フィルトレーショングループ労働組合
代表者名	執行委員長 松田 直樹
住所	桜川市高森1179
組織人員	21人

CSA 第34次 救援衣類を送る運動

2017.9.29 ~ 2017.10.3

CSA（アジア連帯委員会）が主体となり、連合が協賛団体として取り組んでいる、「救援衣類を送る運動」も今年で34年次を迎え、今年も9月29日から10月3日（予備日を含む）の期間で取り組みました。今年も、多くの衣類が集まり、仕分け作業には連合茨城の各構成組織役員、一般ボランティアなど、連日20名余、延べ110名の協力のもと、段ボール2,134箱・重量約42トン（昨年1,709箱）を集約することができました。これらは、ラオス向け【10月8日出港】タイ向け【10月16日出港】としてコンテナ船でタイ（バンコック港）に輸送し、その後ラオス（10月16日着）・タイ（10月20日着）の各地に陸送され、地域の人々に贈られています。多くの皆様のご支援とご協力に感謝いたします。

- ◎ 救援衣類カンパ金合計：1,372,087円（2017年11月7日現在）
- ◎ 水戸→東京間の輸送費：1,582,204円



連合茨城政策制度要求（茨城県）について

県庁において、連合茨城の政策・制度要求「2018年度重点政策」についての要請書を、県に提出いたしました。

2017年10月19日(木) 10:00～ 茨城県庁・茨城県商工労働観光部長室

重点政策内容



- 1 地方税財政の確立
- 2 地域の多様な主体との連携強化による産業政策と雇用創出の一体的推進
- 3 エネルギー政策の推進と科学者・技術者の育成
- 4 雇用の安定と公正労働条件の確保
- 5 労働行政の強化
- 6 良質な雇用・就業機会の実現に向けた対応
- 7 適正な水準への最低賃金の早期引き上げ
- 8 公契約条例の制定による公契約の適正化
- 9 切れ目のない医療サービスを提供する体制の確立
- 10 利用者の状態像に応じた介護サービスの安定的な提供と介護人材の処遇改善・専門性の向上
- 11 インクルーシブな社会の実現に向けた取り組み
- 12 子ども・子育て支援新制度の着実な実施と、すべての子どもが心身ともに健やかに育つための環境整備
- 13 安全・安心の住まいとまちづくりの推進
- 14 総合的な防災・減災対策の充実
- 15 消費者の視点に立った消費者政策の推進
- 16 教育の機会均等と「貧困の連鎖」防止、労働教育・社会教育の推進
- 17 男女平等の視点に立った社会制度・慣行の見直し
- 18 投票向上に向けた環境の整備
- 19 公正・公平な公務労働の実現

女性委員会

職場交流 京三電機労組との意見交換会を行いました



京三電機労組より組合説明

連合茨城女性委員会は毎年職場交流を行い、様々な職場の働き方や課題について意見交換を行っています。今年は、9月13日(水)古河市の京三電機株式会社の工場見学と京三電機労組との意見交換会を行いました。

京三電機株式会社は、主に自動車部品の製造を行っている会社で、女性が輝く優良企業2つ星を取得している企業です。

意見交換会では、京三電機労組秋庭委員長からご挨拶をいただき、荒川書記長から組合の紹介がありました。

組合では、女性委員会を2014年から立ち上げ、制度の共有化を図り、より働きやすい職場となるよう活動を行っているとのことでした。

子育て支援、子どもの通学の立哨当番、不妊治療など様々な理由で休みを取ることができる“ワーク・ライフ・バランス休暇”を設立し、妊娠・出産後も働きやすい職場であることや、職場にはQCサークルという職場の問題と改善案を話し合う場があり、みんなで様々な課題を解決していること等々お聞きし、女性委員会として大変参考にさせていただきました。

女性が働きやすい職場は男性の理解が必要であるし、女性が働きやすい職場は男性も働きやすい職場です。より働きやすい職場となるよう一人一人が声をあげることが大切だと学びました。



2班に分かれて意見交換を行いました

青年委員会

第25回 定期総会 開催

11月14日(火) 13時30分から茨城県労働福祉会館大会議室において、構成組織より63名が参加し、連合茨城青年委員会第25回定期総会が開催されました。

総会は、2017年度活動報告後、2018年度活動方針として「①組織の強化と青年委員会の確立、②生活向上と雇用安定をめざした取り組み、③青年委員会の連合運動に対する理解を深める活動、④平和・社会活動の推進、⑤女性委員会との連携強化」を提案し、承認されました。また、2018年度の役員については、5年務めた大貫委員長(自動車総連)から新任の梅谷委員長(自動車総連)をはじめ、新役員を確認し、全会一致で承認されました。

学習会では、茨城県立医療大学・医科学センター桜井直美教授より「薬の効かない菌の話」と題した講演がありました。①元々効果のあった抗菌薬が、細菌の遺伝子の変異して効かなくなったこと、②薬の効かない耐性菌は、人体・家畜・野生動物・自然環境などから来ること、③薬を有効に使うために、抗菌薬は良くなっても途中で辞めないこと、④ウイルス性の病気だったら抗菌薬は使わない、医者に「いらない」と言うこと、など話があり、抗菌薬の正しい使用方法について学びました。



定期総会の様子



茨城県立医療大学・医科学センター桜井教授

第48回 衆議院議員選挙に 対する御礼と結果報告

連合茨城推薦の各候補につきましては、下記に記載のとおりの結果となりました。短期間での選挙戦となり、時間の無い中での取り組み大変お疲れ様でした。この間の構成組織並びに地域協議会の皆様のご支援に心より感謝申し上げ、結果の報告と御礼といたします。

■ 第48回 衆議院選挙結果

- ・選挙日程 10月10日公示 10月22日投票
- ・投票率 (小選挙区) 県計 51.53 (前回55.24)
全国 53.68 (前回52.66)

■ 連合茨城推薦議員結果

選挙区	候補者名	選挙結果	得票数	投票率	惜敗率
茨城県1区	福島 のぶゆき	惜敗	82,835	51.78%	82.116%
茨城県2区	石津 まさお	惜敗	57,098	49.63%	54.805%
茨城県5区	浅野 さとし	当選 (比例)	56,098	52.11%	91.290%
茨城県6区	青山 やまと	当選 (比例)	96,987	51.50%	94.326%

当面のおもな日程

Main Schedule

12月9日(土)	13:00	しあわせセンター法律相談
12月12日(火)	15:00	第2回三役・執行委員会
12月14日(木)～15日(金)		全国一斉労働相談
12月19日(火)	15:30	青年委員会第2回幹事会

2018年

1月5日(金)	13:00	中小労働運動センター第1回幹事会
1月5日(金)	15:00	新春のつどい
1月19日(金)	10:30	第1回労働対策専門委員会



2018年 新春のつどい

日時	2018年1月5日(金) 15:00～17:00
場所	水戸京成ホテル
内容	賀詞交歓会・おたのしみ抽選会
規模	600名程度



Q

求人広告には「時給1000円」と書いてあったのに、
実際にもらった給料は時給900円。
これってルール違反じゃないの？

A

求人広告に記載されている労働条件は、あくまでも募集のためのものなので、異なる内容で労働契約を結ぶこと自体は違法ではありません。ただし、採用前に会社から労働条件の説明がなかった場合は、求人広告に記載されていた条件が労働契約の条件になると考えられます。なお、労働契約は口約束でも成立しますが、労働基準法では、必ず書面で重要な労働条件を明示するよう義務づけています。



Q

採用時に告げられた勤務日と違う日に働くよう指示された。
従わないと解雇されるかな？



A

採用時に結んだ労働契約の条件は、会社も労働者も勝手に変更することはできません。もし最初の契約と違う勤務日を一方的に指示されたのであれば、拒否をしても解雇の理由にはなりません。

Q

就業規則を見たいと言ったら、「うちの会社にはないよ」という返事。
これ、法律的に大丈夫？

A

就業規則は従業員の意見に基づき会社が定めたルールです。常時10人以上の従業員が働いている会社は、就業規則を作成し、すべての従業員に周知する義務があります。会社から就業規則の閲覧を拒否された場合は、労働基準監督署で開示を求めることができます。



“知らなかった”で、
困るのは自分なんだね。
採用後のトラブルを防ぐためには
事前に労働条件を書面で確認しておこう!



PDF このページは連合HPでも配信中!
皆さんもお使いください。

厚労省も後援!

**ワークルール検定に
挑戦しよう**

次回は5月22日(日)予定

WR検
ワークルール検定

ワークルール検定とは

労働基準法や労働組合法などの法律や、休日や賃金、解雇など、職場で問題になりやすいワークルールに関する一般的な知識を問う検定試験。

問合せ先

(一社)日本ワークルール検定協会 ☎03-3254-0545
<http://workrule-kentei.jp/index.php>



労働相談事例から

No.5

夫のことで、妻のことで、子どものことで!!!!

れんごう茨城の機関紙 NO.113 (2017年1月23日発行) では「長時間労働と過労自殺」をテーマに事例を紹介しました。

今回は本人からの相談ではなく、家族の人たちからも深刻な相談が寄せられています。一緒に生活をしながらも仕事のことで「悩み」そして、帰宅しても「打ちひしがれて夜も眠れない夫、子ども」を心配しながらも、家族がどのように対応して良いかわらずフリーダイヤルに相談するケースも多くみられます。



今回は仕事上のミスで会社から損害賠償請求をされているという内容です。

相談内容

Consultation



息子のことで相談したい。息子は建築・住宅関連の会社で設計と販売を主な仕事として働いている。

最近、帰宅しても口数が少なく、元気もなく、落ち込んで夜もほとんど眠れないようで心配している。食事の量も減って日に日に食欲がなくなってきたようだ。今まで職場で何があったのか理由を問いただすと本人は怒るので聞き出せないでいたが、最近になって「仕事でミスをして会社から損害賠償を請求されている。会社は給料から天引きする」と言われているとのこと。

息子は「ミスは自分の責任であるので仕方がない」と話しているが損害賠償をしなくてはならないのか。

対応内容

Correspondence

故意・過失の問題はあるが基本的に弁償の必要性はありません。また、本人の了解なしに給料からの天引きはできません。

損害額のどの程度か、ミスなどの過失割合もありますが具体的にどのようなミスで、どの程度金額を請求されているのか本人に聞く必要があります。

水戸に連合茨城の事務所があるので本人に来ていただくか、本人から電話をするように話してほしいと説明しました。悩みを早く払拭しないと大変です。

【以下は、裁判での一例ですが参考にしてください。】

会社が顧客からの受注減による売り上げ減少は従業員のミスによるものだとして損害賠償を請求されたという事件です。

裁判所の判断は

- ① 従業員に故意又は重過失があったとは認められないこと
- ② 会社が損害であると主張する売上減少、ノルマ未達などは、ある程度予想できるところであり、会社が負担すべきリスクであると考えられること

等々、会社が主張するような損害は、「業務上の取引関係にある企業同士で通常に有り得るトラブル」であって、それを労働者個人に負担させるべきではないとして、従業員の損害賠償義務を否定しました。

極めて常識的な判断ですが、従業員が会社からこのような賠償請求をちらつかされて、強い不安を感じているケースというのはたくさんあります。

労働者のミスも企業経営の中では使用者として当然予想できるものであり、そのリスクは使用者が甘んじて受けるべきものであるということです。